

新技術活用促進制度実施要領

令和2年1月22日

理事長通達第2号

〔沿革〕 令和8年4月9日理事長通達第9号改正

(趣旨)

第1条 この実施要領は、新技術検討委員会要綱第3条に基づく新技術活用促進制度（以下「本制度」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本制度は、福岡北九州高速道路公社の事業（以下「公社事業」という。）において、企業が開発した新技術を積極的に活用、普及することで、公社事業におけるコスト縮減や品質向上等といった課題に対応するとともに、企業の開発意欲の向上や育成を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要領における用語の定義は、以下のとおりとする。

- 一 「公社」とは、福岡北九州高速道路公社をいう。
- 二 「技術管理課」とは、福岡北九州高速道路公社企画部技術管理課をいう。
- 三 「事業担当課」とは、新技術を活用した設計又は工事等を発注する課をいう。
- 四 「公募要件」とは、第4条及び第5条の規定をいう。
- 五 「技術基準」とは、第6条及び第7条の規定をいう。
- 六 「データベース」とは、新技術の積極的な活用、普及を図るために、新技術の情報検索などの情報処理が効率的に行えるよう整理したデータの集まり及びデータの検索・閲覧ができるシステム自体をいう。
- 七 「申請者」とは、本制度に申請した者をいう。
- 八 「登録者」とは、データベースに登録されている新技術の申請者をいう。
- 九 「使用人」とは、申請者の使用人で、本支店等の代表者をいう。

(申請者)

第4条 本制度に申請することができる者は、新技術の技術開発者又は技術行使権原を有するものとする。

(申請者の欠格要件)

第5条 本制度に申請することができる者は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 二 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- 三 以下の法令若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為防止等に関する法律の規定に違反したことにより又は刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - 1 建設業法
 - 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - 3 大気汚染防止法
 - 4 騒音規制法
 - 5 水質汚濁防止法
 - 6 悪臭防止法
 - 7 振動規制法
 - 8 土壌汚染対策法
 - 9 砂利採取法
 - 10 採石法
 - 11 福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例
 - 12 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律
 - 13 その他建設工事の施工等に関する諸法令に違反し不相当であると認められるもの
- 四 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 五 法人でその役員又は第3条第1項第9号に定める使用人が、本条第1項第1号、第2号及び第3号のいずれかに該当するもの

（新技術の定義等）

第6条 本制度において求める新技術とは、次の各号すべてに該当するものとする。

- 一 実用化されていること。
- 二 公社事業に活用が可能であること。
- 三 使用する資材又は原材料は、仮設物及び工法を除き、原則新材とする。

なお、新材でない場合、福岡県認定リサイクル製品又は福岡県認定リサイクル製品の認定品目となっていないもののうち、安定型産業廃棄物等を再資源化したものであり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の諸法令に抵触しないものとするが、第7条第2項に基づく技術の成立性を満足すること。

また、仮設物及び工法に使用する資材又は原材料は、第12条で定める新技術

検討委員会で審査を行い決定する。

- 四 技術に係る特許権等知的財産権の権利の侵害等がないこと。
- 2 「実用化」とは、利用者の求めに応じて当該技術を提供可能な状態にあるものをいう。
- 3 「新技術」とは、従来技術に比べ、経済性、施工性、工期、品質、環境保全及び安全性などが優れている材料、製品及び工法をいう。
- 4 「従来技術」とは、公社が定める技術基準、共通仕様書、積算基準に定められた材料、製品及び工法をいう。
- 5 「安定型産業廃棄物等」とは、以下のいずれかに該当するものをいう。
- 一 安定型産業廃棄物
 - 二 一般廃棄物のうち、それが事業活動に伴って生じた場合に、安定型産業廃棄物に該当するもの。
- 6 「再資源化」とは、廃棄物について、資材又は原材料として利用することができる状態にする行為をいう。ただし、廃棄物をそのまま用いることを除く。

(技術基準の定義)

第7条 本制度における技術基準とは、次の各号に定めるものとする。

- 一 申請時において、新技術の技術の成立性が技術を開発した企業等により実験等の方法で確認されていること。技術の成立性の確認方法は、別紙1「技術の成立性確認事項」に定める。
 - 二 新技術の適用範囲内において従来技術と比較して優位であること。ここで、新技術と従来技術を比較する項目は、経済性、施工性、工期、品質、環境保全及び安全性等である。
 - 三 適合条件、適用範囲、公社事業でのニーズ、法令・公社基準対応等が明確である。
- 2 「技術の成立性」とは、論理的な根拠があり、技術的な事項に係る性能、機能等が当該技術の目的や公社等が定める基準等を満足することをいう。

(新技術の公募)

第8条 公社事業で新技術の積極的な活用、普及を図るため、新技術に関する情報を公募する。

- 2 公募については、「一般」、「特定テーマ」の2区分とする。
- 一 「一般」とは、企業が開発した新技術を広く募集するものをいう。
 - 二 「特定テーマ」とは、公社で懸案となっている技術的課題に関し、公社側でテーマを設定し、企業から提案を求めるものをいう。
 - 三 公募の実施は、技術管理課が行う。
 - 四 公募は、公社のホームページへの掲載等、広く周知できる方法で行う。
 - 五 公募した情報は、審査のうえデータベースに登録し、公社内で共有する。

(新技術の採用フロー)

第9条 「新技術の採用フロー」は、別紙2に定めるとおりとする。

(申請手続)

第10条 新技術の公社データベースへの登録を希望する者は、登録申請書(様式1)、公募要件等確認表(様式1-付:第4条及び第6条関係)、概要説明書(様式2)、技術基準評価表(様式2-2:第6条及び第7条関係)、その他関係資料等を申請窓口へ提出する。

2 提出する登録申請書等の部数は、以下に定めるとおりとする。

また、本項第2号、第3号、第4号及び第5号に関する電子データは、1枚のCD-Rに格納することを原則とする。

- 一 登録申請書(様式1) : 1部(押印した原本を提出)
- 二 公募要件等確認表(様式1-付) : 2部、電子データ(CD-R) 1部
- 三 概要説明書(様式2) : 2部、電子データ(CD-R) 1部
- 四 技術基準評価表(様式2-2) : 2部、電子データ(CD-R) 1部
- 五 第4条、第6条及び第7条に適合することを証する書類: 2部、電子データ(CD-R) 1部

3 登録申請書等の提出に当たり、NETIS(国土交通省)及び福岡新技術・新工法ライブラリー(福岡県)等に既に登録されている場合は、概要説明書や技術基準評価表の作成を省略できる場合もあるため、事前に申請窓口へ相談すること。

4 複数の法人により申請する場合は、申請しようとする当事者間で代表する者を定めて申請する。この場合、本要領に定めた申請者に係る責任の全ては、代表する者が負うこととする。

5 申請書等の様式は、技術管理課が指定するホームページに掲載する。

6 申請窓口について、「一般」は技術管理課、「特定テーマ」は事業担当課とする。

なお、事業担当課が申請受付を行った場合は、日時及び概要を技術管理課に報告する。

7 申請書等は、申請窓口へ直接提出する。

なお、郵送や電子メールによる提出は、受理しない。

8 申請料は徴収しない。ただし、申請にあたって必要な資料の作成に係る費用は申請者が全額負担する。申請後、技術管理課又は事業担当課から追加資料の提出を求められた場合の資料作成に係る費用についても、申請者が全額負担する。

(事前審査)

第11条 第10条に基づき申請された新技術について、技術管理課又は事業担当課は、公社事業における適用可能性を事前に審査する。

2 公社事業における適用可能性無しと判断した場合、技術管理課又は事業担当課は、

新技術の申請者に対し、登録不可に至った理由を付して書面（様式 3 - 2）で通知する。

（審査事項）

第 1 2 条 審査は、新技術検討委員会において行うものとする。

2 審査事項は、次の各号のとおりとする。

- 一 公募要件、技術基準への適否（第 1 3 条関係）
- 二 試験施工及び技術開発に関すること。（第 1 3 条関係）
- 三 データベースの登録期間延長（第 1 4 条関係）
- 四 申請内容の変更及び登録の取り下げに関すること。（第 1 6 条関係）
- 五 データベースにおける情報提供の中止（第 1 7 条関係）
- 六 データベースにおける登録の取り消し（第 1 8 条関係）
- 七 その他、審査に必要なこと。

（審査内容）

第 1 3 条 データベースへの登録、試験施工及び技術開発に関する審査を行う。

2 審査は、「公募要件の審査」と「技術基準の審査」とする。

3 公募要件及び技術基準の審査は、新技術検討委員会が、申請された新技術の公募要件及び技術基準の適合性を申請書類に基づき実施するものとする。審査の結果、公募要件及び技術基準に適合していると判断した場合、技術管理課は、その結果を書面（様式 3 - 1）にて通知する。

また、公募要件又は技術基準に適合していないと判断した場合、技術管理課は、新技術の申請者に対し、登録不可に至った理由を付して書面（様式 3 - 2）にて通知する。

4 NETIS（国土交通省）や福岡新技術・新工法ライブラリー（福岡県）等に既に登録されている場合は、公社の公募要件及び技術基準を満足している場合に限り、技術管理課の簡易審査をもってデータベースへの登録を行うことができる。

5 第 7 条第 1 項第 2 号に定める基準を確認するための「試験施工」を検討する場合は、事業担当課と申請者が事前協議を行った上で、新技術検討委員会において審査を行う。

6 前項により、新技術検討委員会において「試験施工」の実施が妥当と判断した場合は、実施方針に係る部所長決裁を得た上で、必要な手続きを行う。

なお、契約手続きについては、請負契約とし、必要な手続きを行う。

7 申請者の技術力と公社保有の技術を融合し、新たな技術の開発を共同で行う「技術開発」を検討する場合は、実施に係る必要な手続き等について、事業担当課と申請者が事前協議を行った上で、新技術検討委員会において審査を行い、福岡北九州高速道路公社事務決裁規程に基づき、必要な手続きを行う。

(データベースの登録及び管理)

第14条 データベースの登録及び管理は、技術管理課が行う。

- 2 登録内容は、登録申請書等に記載された内容の範囲内とする。
- 3 データベースへの登録期間は、5年間を原則とする。

ただし、公社事業における活用が見込まれる場合に限り、新技術検討委員会で審査を行った上で、登録期間を合計で10年間まで延長できるものとする。

- 4 登録期間終了後は、速やかに登録期間終了技術を格納するフォルダに移行する。
なお、登録期間終了技術についても、第15条に基づき、積極的に活用する。
- 5 同一技術についての再申請は認めない。
- 6 登録された新技術は、公社内において、広く周知できる方法で行う。

(活用)

第15条 公社事業の実施にあたっては、データベースを検索・閲覧することにより、新技術の活用可能性を検討し、活用が可能な場合は、採用に係る部所長決裁を得た上で、積極的に活用する。

また、検討を行う際は、必ず比較検討資料を作成すること。

- 2 新技術を活用した場合には、事業担当課から技術管理課に対し、採用結果及び事後評価等について、書面（様式4）にて報告しなければならない。

(申請内容の変更及び登録の取り下げ)

第16条 登録者は、登録された新技術の申請内容に関して変更しようとする時又は登録の取り下げをしようとする時は、技術管理課に書面（様式5）により届け出なければならない。

- 2 技術管理課は、変更内容の確認に必要な資料を登録者に求めることができる。この資料の作成に係る費用は、登録者が全額負担する。
- 3 技術管理課は、変更内容を精査し、新技術検討委員会で審査を行い、部所長の決裁を得て決定する。

(情報提供の中止)

第17条 公社は、掲載情報に疑義が生じた場合、データベースでの情報提供を中止することができることとし、新技術検討委員会で審査を行い、部所長の決裁を得て決定する。

- 2 次の各号に該当する場合は、当該新技術の掲載情報の提供を中止する。
 - 一 登録者が、第4条及び第5条を満たさなくなったとき。
 - 二 登録された新技術が、第6条及び第7条を満たさなくなったとき。
 - 三 新技術の安全性等について重大な欠陥があるとき。

- 四 登録内容に、虚偽及び誇大表示若しくは他の技術の中傷表示が認められたとき又はその疑いがあるとき。
 - 五 登録した新技術が、他の技術の特許権等知的財産権などを侵害したと認められたとき又はその疑いがあるとき。
 - 六 登録した新技術等に関して、法律に基づく処罰等を受けたとき又は係争が生じたとき。
 - 七 登録者が、法律に基づく処罰等を受けたとき。
 - 八 その他、公社が必要と認めるとき。
- 3 情報提供を中止する場合、技術管理課は、新技術の登録者に対し、提供の中止に至った事由を付して書面（様式6）で通知する。
 - 4 新技術の登録者から提供の再開の申し入れがあり、かつ提供を中止した事由が解消したことが明確に確認できた場合は、新技術検討委員会で審査を行い、部所長の決裁を得て決定し、技術管理課が情報の提供を再開する。

（登録の取り消し）

- 第18条 公社は、掲載情報に疑義が生じた場合、データベースへの登録を取り消すことができることとし、新技術検討委員会で審査を行い、部所長の決裁を得て決定する。
- 2 以下の次の各号に該当する場合、当該新技術の登録を取り消すものとする。
 - 一 登録者から書面（様式5）にて登録取り下げの申し出があったとき。
 - 二 第17条第2項に該当する場合において、その事由の内容や事由が判明するに至った経緯等を総合的に勘案して、故意に基づくもの等で、悪質又は重大であると公社が判断したとき。
 - 三 第17条第2項により当該新技術の登録を中止してから、登録中止の状態が1年以上継続したとき。ただし、係争中の場合等、やむを得ない理由がある場合はこのかぎりではない。
 - 四 その他、公社が必要と認めるとき。
- 3 登録を取り消す場合、技術管理課は、新技術の登録者に対し、取り消しに至った事由を付して書面（様式7）で通知する。

（責任の所在）

- 第19条 本制度は、公社事業における新技術の活用を促進するために登録・紹介を行うものであり、公社が内容に関する認証を行うものでない。
- 2 本制度への登録に伴う苦情、紛争等への対応は登録者が行うものとし、公社は何らの責任も有しない。
- 3 申請者又は登録者は、新技術の実施に当たり、発注者又は施工者から安全な施工

及び品質の確保等に関する協力の依頼を受けた場合は、新技術に係る技術情報の提供、施工等に係る助言又は技術者の派遣による指導等の協力を行わなければならない。

- 4 申請者又は登録者は、公社が発注する工事で、新技術の活用等により不具合等が生じた場合は、登録者の負担により不具合等の修復を行わなければならない。
- 5 申請者又は登録者は、公社で発注する工事で、新技術の活用の中で前項の修復ができない場合は、登録者の負担により発注者又は当該工事等の施工者が指示する方法で修復を行わなければならない。
- 6 申請者又は登録者は、前2項による負担が過大であると考え、公社に対して負担の軽減を申し出ることができる。この場合、申請者又は登録者が過大と考える内容及び理由並びに根拠を明示した書面（様式任意）とともに公社に申し出なければならない。
- 7 申請者又は登録者は、公社で発注する工事で、新技術の活用等により生じる一般的損害、第三者に及ぼした損害又は瑕疵担保に係る責任を負うものとする。

附則

この要領は、令和2年2月1日から施行する。

附則（令和8年4月9日理事長通達第9号）

この要領は、令和8年4月9日から施行し、改正後の新技術活用促進実施要領は令和8年4月1日から適用する

別紙 1

技術の成立性確認事項

申請時において、新技術の技術の成立性が技術を開発した企業等により実験等の方法で確認されていることとは、次の（１）から（３）のいずれかに該当する必要がある。

（１）（公財）福岡県建設技術情報センターでの民間開発技術審査証明

（２）NETIS登録(事後評価が「有」の技術)

（３）公的機関による技術審査証明

(本技術基準評価表における公的機関とは以下の15法人とする)

一般財団法人 国土技術研究センター

一般財団法人 土木研究センター

一般財団法人 日本建設情報総合センター

公益社団法人 日本測量協会

一般社団法人 日本建設機械施工協会

一般財団法人 ダム技術センター

一般財団法人 日本建築センター

一般財団法人 建築保全センター

一般財団法人 砂防・地すべり技術センター

財団法人 道路保全技術センター（平成22年10月31日まで）

公益財団法人 日本下水道新技術推進機構

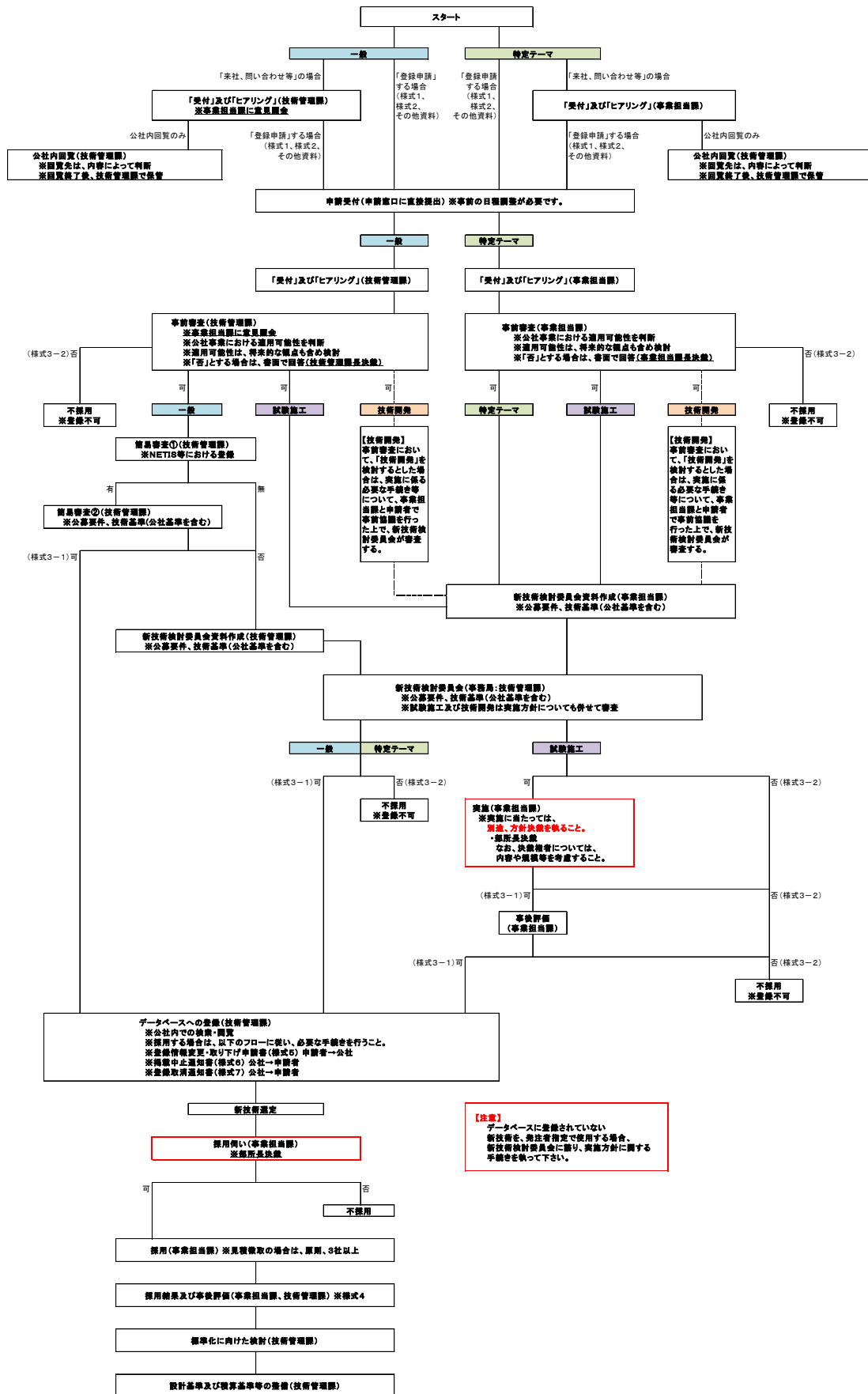
一般財団法人 先端建設技術センター

一般財団法人 日本地図センター

一般財団法人 ベターリビング

一般財団法人 沿岸開発技術研究センター

新技術の採用フロー



年 月 日

「新技術活用促進制度」登録申請書

福岡北九州高速道路公社 理事長 殿

ふりがな
会社名

法人印

ふりがな
代表者氏名

公 印

所在地 〒

電 話

「新技術活用促進制度」の主旨を理解し、実施要領第5条第1項から第5項に該当しないことを誓約のうえ、下記のとおり関係書類を添えて、「新技術活用促進制度」への登録を申請します。

記

1 申請の区分 : 一般、特定テーマ

※申請される区分に○を付けて下さい。

2 新技術の名称 :
ふりがな

3 添付書類 ※電子データは、1枚のCD-Rに格納することを原則とする。

(1) 提出書類 (必須)

- 1) 公募要件確認表 (様式1-付) : 用紙 2部、電子データ (CD-R) 1部
- 2) 概要説明書 (様式2) : 用紙 2部、電子データ (CD-R) 1部
- 3) 技術基準評価表 (様式2-2) : 用紙 2部、電子データ (CD-R) 1部

(2) その他資料 (※該当するものを記載のこと) 用紙で各2部、電子データ (CD-R) 1枚

- ① 新技術等の詳細説明資料及び必要な場合は見本
- ② 新技術等が登録の基準に適合していることを証する書類
(実施要領第4条、第6条及び第7条関係)
- ③ 会社案内、パンフレット等

公募要件等確認表

様式1-付

受付番号															
新技術の名称											登録No.				
											登録年月日				
副題											変更登録年月日				
											開発年月				
申請者	会社名														
	住所														
開発者	会社名														
	住所														
区分	工法														
分類	レベル 1		レベル 2		レベル 3		レベル 4								
公募要件 及び 技術要件の 適合性	実施要領 第4条	新技術の技術開発者である													
		新技術の技術行使権原を有するものである													
	実施要領 第6条	実用化されている													
		福岡北九州高速道路公社事業に活用が可能である													
		新技術である													
		使用する資材又は原材料(複数可)													
		ア 新材													
		イ 福岡県認定リサイクル製品													
		ウ 安定型産業廃棄物等を再資源化したもの													
		エ その他(ア、イ、ウのいずれにも該当しない場合)													
		前述イ、ウ、エを使用している場合										イ、ウ、エの資材又は原材料の名称			
												イ、ウ、エの再資源化した廃棄物の名称 (例: 廃プラスチック類)			
	技術に係る特許権等知的財産権の権利の侵害等がない														

概要説明書

様式2

概要説明書(その1)

		※登録No.		
新技術の名称				※登録年月日
				※変更登録年月日
副題				開発年月
申請概要				
申請者	会社名			
	住所			
開発者	会社名			
	住所			
従来技術と比べ優れている点				
NETISへの登録状況	<input type="checkbox"/> NETIS登録している			
	工種区分(レベル1、2まで記入)	登録年月日	登録番号	評価結果
新技術・新工法の分類				
区分	<input checked="" type="radio"/> 工法 <input type="radio"/> 材料 <input type="radio"/> 機械 <input type="radio"/> 製品 <input type="radio"/> その他			
分類	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
キーワード (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 施工精度の向上			
	<input type="checkbox"/> 作業環境の向上			
	<input type="checkbox"/> 省資源・省エネルギー			
	<input type="checkbox"/> 経済性・生産性の向上			
	<input type="checkbox"/> 伝統・歴史・文化			
	<input type="checkbox"/> その他			
	<input type="checkbox"/> 耐久性の向上 <input type="checkbox"/> 安全性の向上 <input type="checkbox"/> 環境保全 <input type="checkbox"/> 地球環境への影響抑制 <input type="checkbox"/> 品質の向上 <input type="checkbox"/> 建設副産物の排出抑制 <input type="checkbox"/> 工期短縮 <input type="checkbox"/> 施工性向上			
問合せ先	技術	会社名		
		担当部署		
		担当者		
		住所		
		Tel		
		Fax		
		E-mail		
	ホームページURL			
	営業	会社名		
		担当部署		
		担当者		
		住所		
		Tel		
		Fax		
E-mail				
ホームページURL				

※の欄は、記入の必要がありません。

概要説明書(その2)

新技術の名称		※登録No.	
新技術の概要 ※検索結果に表示する技術の概要です(全角120文字以内)			
<p>新技術の概要</p> <p>①何について何をする技術か？</p> <p>②従来はどのような技術で対応していたか？</p> <p>③福岡北九州高速道路公社発注工事のどこに適用できるか？</p>			
新技術のアピールポイント(課題解決への有効性)			
<p>新規性及び期待される効果</p> <p>①どこに新規性があるのか？(従来技術と比較して何を改善したのか？)</p> <p>②期待される効果は？(新技術活用のメリットは？)</p>			
適用条件			
<p>①自然条件</p> <p>②現場条件</p> <p>③技術提供可能地域</p> <p>④関係法令等</p>			

※の欄は、記入の必要がありません。

新技術の名称		※登録No.	
適用範囲			
<p>①適用可能な範囲（福岡北九州高速道路公社発注工事への適用性は必ず記入する。）</p> <p>②特に効果の高い適用範囲</p> <p>③適用できない範囲</p>			
ニーズへの対応			
<p>①社会的ニーズへの対応</p> <p>②福岡北九州高速道路公社発注工事におけるニーズへの対応</p>			
留意事項			
<p>①設計時</p> <p>②施工時</p> <p>③維持管理時</p> <p>④その他</p>			

※の欄は、記入の必要がありません。

概要説明書(その4)

新技術の名称				※登録No.																						
活用の効果																										
比較する従来技術																										
項目	活用の効果			比較の根拠																						
経済性	○ 向 上 ()	● 同程度	○ 低 下 ()																							
工 程	○ 短 縮 ()	● 同程度	○ 増 加 ()																							
品 質	○ 向 上	● 同程度	○ 低 下																							
安全性	○ 向 上	● 同程度	○ 低 下																							
施工性	○ 向 上	● 同程度	○ 低 下																							
環境保全	○ 向 上	● 同程度	○ 低 下																							
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">基準数量</th> <th colspan="2" style="width: 40%;">新技術(A)</th> <th colspan="2" style="width: 40%;">従来技術(B)</th> <th style="width: 15%;">単位</th> <th style="width: 15%;">変化値1-A/B(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">経済性</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">工 程</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;">日</td> </tr> </tbody> </table>						基準数量	新技術(A)		従来技術(B)		単位	変化値1-A/B(%)	経済性	円	円	円	円	円	円	工 程	日	日	日	日	日	日
基準数量	新技術(A)		従来技術(B)		単位	変化値1-A/B(%)																				
経済性	円	円	円	円	円	円																				
工 程	日	日	日	日	日	日																				

※の欄は、記入の必要がありません。

新技術の名称		※登録No.	
施工単価	<input type="radio"/> 歩掛りなし <input checked="" type="radio"/> 歩掛りあり (歩掛り種別) <input type="radio"/> 標準 <input type="radio"/> 暫定 <input checked="" type="radio"/> 協会 <input type="radio"/> 自社		
施工方法			
残された課題と今後の開発計画			
①課題			
②計画			
施工実績	<input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> なし		
国の機関が発注した工事	件		
地方公共団が発注した工事	件		
高速道路会社等が発注した工事	件		

※の欄は、記入の必要がありません。

概要説明書(その7)

新技術の名称				※登録No.	
特許・実用新案				番 号	
特 許	<input type="radio"/> あり	<input type="radio"/> 出願中	<input type="radio"/> 出願予定	<input checked="" type="radio"/> なし	
実用新案	<input type="radio"/> あり	<input type="radio"/> 出願中	<input type="radio"/> 出願予定	<input checked="" type="radio"/> なし	
他の機関による 評価・証明	証明機関				
	制度名				
	番号				
	評価等年月日				
	証明等範囲				
	URL				
添付資料					
○実験資料等					
○積算資料等					
○施工管理方法資料等					
○出来形管理方法資料					
○その他					
参考資料					

※の欄は、記入の必要がありません。

新技術の名称		※登録No.	
概要図、写真等			

※の欄は、記入の必要がありません。

新技術の名称					※登録No.	
施工実績一覧						
区分	発注者	地域機関名	施工時期	工事名		CORINS等登録No.
県内における 施工実績						
県外における 施工実績						

※の欄は、記入の必要がありません。

技術基準評価表

様式2-2

受付番号												
新技術の名称											登録No.	
											登録年月日	
副題											変更登録年月日	
											開発年月	
申請者	会社名											
	住所											
開発者	会社名											
	住所											
区分	工法											
分類	レベル 1		レベル 2		レベル 3		レベル 4					
福岡県新技術・新工法ライブラリー 基準適合情報登録番号	福岡県新技術・新工法ライブラリーの『基準適合情報』に登録している場合は、その登録番号を記入。											
1 技術の成立性の確認	項目	有無	技術名称	登録番号等								
	(公財)福岡県建設技術情報センターでの 民間開発技術審査証明											
	NETIS登録(事後評価)											
	公的機関による技術審査証明				審査機関							

2 従来技術との比較		比較する従来技術名				
評価項目1						
申請者による評価		従来技術	申請技術	従来技術との比較	評価	コメント
経済性	建設費					
	維持管理費					
公社による評価		公社積算額	申請技術	従来技術との比較	評価	コメント
経済性	建設費					
	維持管理費					
評価項目2						
申請者による評価		従来技術	申請技術	従来技術との比較	評価	コメント
安全性	墜落・転落事故の危険性が減少するか					
	重機災害の危険性が減少するか					
	飛来・落下物災害の危険性が減少するか					
	作業環境が向上するか(暗がり、騒音、狭所作業の減少)					
	危険物の取り扱いが減少するか					
施工性	工程(施工に数)					
	現場での施工が減少するか					
	仮設工が減少するか					
	作業員の負担が減少するか					
	熟練度に依存した作業が減少するか					
	施工の機械化の程度は向上するか					
環境保全	周辺の大気汚染・土壌汚染・水質汚染が減少するか					
	騒音・振動・粉塵・交通規制等が減少するか					
	建設副産物の発生量が減少するか					
	周辺の自然・生態環境・景観との調和は向上するか					
	省エネルギー・省資源化が向上するか					
品質	品質は向上するか					
	耐久性は向上するか					

3 技術の適用性の確認		
適用範囲	施工時の天候条件	
	作業スペース、支障物件等の制約条件	
	適用できない範囲	
	その他	
施工・品質管理	技術指針・設計指針	
	出来形管理基準	
	品質管理基準	
問題発生時の対応方法		
4 その他		
特筆事項		
5 積算価格の保証		
公社発注工事における積算時の価格保証	見積書の提出	

レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
土工	掘削工		
土工	埋戻工		
土工	敷均し工		
土工	締固め工		
土工	運搬工		
土工	残土処理工		
土工	無人化施工		
土工	安定処理工		
土工	路床改良工		
土工	軽量盛土工	軽量盛土	
土工	軽量盛土工	超軽量盛土	
共通工	法面工	法面整形工	
共通工	法面工	法面芝付工	筋芝工 張芝工
共通工	法面工	コンクリート法枠工	プレキャスト法枠工
共通工	法面工		現場打ち法枠工
共通工	法面工		現場吹付法枠工
共通工	法面工		
共通工	法面工	法面施肥工	
共通工	法面工	プレキャストコンクリート板設置工	
共通工	法面工	吹付工	モルタル吹付工
共通工	法面工		コンクリート吹付工
共通工	法面工	植生工	種子吹付工
共通工	法面工		客土吹付工
共通工	法面工		植生ネット工
共通工	法面工		厚層基材吹付工
共通工	法面工		法枠内吹付工
共通工	法面工		
共通工	擁壁工	地山補強工	
		基礎・裏込め砕石	
		石・ブロック積(張)工	コンクリートブロック工 緑化ブロック工 多自然型 石積(張)工 平石張工
		プレキャスト擁壁工	
		井桁ブロック工	
		コンクリート擁壁工	
		補強土擁壁工	テールアルメ工 多数アンカー工 連続長繊維補強土工
	連続地中壁工	連続地中壁工(柱列式) 連続地中壁工	掘削工 スライム処理 鉄筋かご建て込み コンクリート打設 継ぎ手工 連壁仮設工 遮水壁
		泥水処理工	
	コンクリート矢板工		
	排水構造物工	側溝工	プレキャストU型側溝 コルゲートフリューム 自由勾配側溝
		暗渠工	暗渠排水管 プレキャストボックスカルバート ヒューム管 PC管
		水路工	コルゲートフリューム
		地下貯水槽	
	軟弱地盤処理工	置換工	
		表面安定処理工	
		固結工	
		締固め改良工	サンドコンパクションパイル工 振動締固め工 表層締固め工
		パーチカルドレーン工	サンドドレーン工 袋詰式サンドドレーン工 砕石ドレーン工 ペーパードレーン工
		脱水工	

	深層混合処理工	固結工	粉体噴射攪拌工 セメントミルク攪拌工 高圧噴射攪拌工 生石灰パイル工	
	薬液注入工	薬液系	水ガラス系 特殊シリカ系 高分子系	
		非薬液系	水ガラス系 特殊シリカ系 高分子系	
	アンカー工	グラウンドアンカー工 鉄筋挿入工		
	構造物とりこわし工	低爆速爆薬		
		コンクリート破砕器		
		ダイナマイト		
		切断工		
		構造物撤去工		
		舗装版撤去工		
舗装切削工				
吹付法面取り壊し工 旧橋撤去工				
コンクリート削孔工				
ボックスカルバート工	躯体工 目地材等設置工 止水板設置工			
かご工	蛇籠 ふとん籠			
基礎工	鋼管・既製コンクリート杭打設工	打設工 杭頭処理 既製コンクリート杭カットオフ工 泥水運搬		
		場所打ち杭工	オールケーシング工 硬質地盤用オールケーシング工 リバースサーキュレーション工 アースオーガ工 硬質地盤用アースオーガ工 大口径ボーリングマシン ダウンザホールハンマー工	
			深礎工	深礎工 掘削土留め工 構築工 グラウト工
			ケーソン工	オープンケーソン工
	ニューマチックケーソン工			掘削沈下工 ケーソン構築工 沈下促進工 中詰コンクリート工 艀装組立・解体工 送気保守工 刃口金物製作工
	鋼管矢板基礎工			
	コンクリート工			
	コンクリート工	コンクリート打設		
		養生		
		モルタル工		
型枠工		一般型枠工 埋設型枠工 特殊型枠工		
		溶接金網設置		
		鉄筋工	鉄筋工 鉄筋工(ガス圧接工)	
仮設工	矢板工	矢板・H鋼打設工 矢板・H鋼引き抜き工		
	仮設材設置撤去工			
	足場支保工	足場工 支保工		
	水位低下工	締切排水工 ウエルポイント工		
	切土防護柵工			
	仮設・棧橋工			
	汚濁防止フェンス工			
	仮囲い設置工			
	濁水処理工(一般土木工事)			
	防塵処理工			
	連絡通信設備			

河川海岸	消波根固めブロック	消波根固めブロック設置 消波根固めブロック撤去 消波根固めブロック給熱養生工		
	捨石工			
	消波工			
	浚渫工	ポンプ浚渫工 グラブ浚渫工 揚土工		
	軟弱地盤上における柔構造樋門・樋管			
	多自然型護岸工	木杭打工 柳支工 玉石階段工 粗乃単床工 牛枠工 詰杭工 粗架柵工 栗石粗架工 巨石張り 巨石積み かごマット ブロック積(張)工		
	護岸基礎ブロック設置工			
	野芝種子吹き付け工			
	袋詰玉石工			
	河川維持	堤防除草工	除草工 集草、積み込み工 運搬工 防草工	マットタイプ 修景緑化工
		堤防天端補修		
		堤防芝養生工		
		芝張替工		
		伐木除根工		
		塵芥処理工		
ボーリンググラウト工				
土台基礎工				
沈床工		粗架沈床工 木工沈床工		
砂防工		土工		
	コンクリート工	コンクリート投入 型枠工 化粧型枠 足場工 締固め養生、打継面清掃 堤冠コンクリート締め固め養生 止水板設置 岩盤清掃 チップング		
	仮設工	仮設工 運搬工		
	砂防コンクリート生産運搬(投入)工			
	石材採取工			
	資材等の運搬・据え付け・撤去工			
	水替えとい工			
	山腹工			
	定款部保護工			
	仮設備	砂防コンクリート生産設備 軌条及び機械設備 ケーブルクレーン付属設備		
	現位置攪拌混合固化工法			
	水路工			
	かご工			
	集排水ボーリング孔洗浄工			
	舗装工	路盤工		
		アスファルト舗装工	アスファルト舗装工	車道舗装工 歩道舗装工 アスカーブ設置
			半(コンポジット)たわみ性舗装工 排水性舗装工	車道舗装工 歩道舗装工
		ゲースアスファルト舗装工 透水性舗装工		

	コンクリート舗装工	コンクリート舗装工	車道舗装工 歩道舗装工	
		RCCP工		
	ブロック舗装	透水性樹脂コンクリート工		
		平板ブロック工 インターロッキングブロック工		
	特殊舗装工	特殊舗装工	車道舗装工 歩道舗装工	
	薄層カラー舗装工	薄層カラー舗装工	車道舗装工 歩道舗装工	
	付属施設	防護柵設置工	ガードパイプ設置工	
			ガードケーブル設置工	
			ボックスビーム設置工	
			落石防止網(ロックネット)設置工	金網及びロープ設置 ルーフアンカー、羽付アンカー及び組立アンカー設置 コンクリートアンカー設置 軟岩用アンカー設置 土砂用アンカー設置
落石防護柵(ストーンガード)設置工				
落石防止網(繊維網)設置				
立入り防止柵工				
車止め設置工				
防雪柵設置及び撤去工				
雪崩発生予防柵設置工				
落雪防護柵工				
遮光フェンス設置工				
ガードレール設置工				
横断・転落防止柵設置工				
鋼製フェンス工				
FRPフェンス工				
洞門(プレキャスト製シェッド)工				
遮音壁設置				
路側工				
組立歩道工				
橋梁付属施設設置工		橋梁上部排水柵設置工		
		橋銘板取付工		
		PC鋼棒方式落橋防止工 高欄設置工		
トンネル内装板設置工				
道路付属物工				
道路標識設置工				
区画線工				
道路植栽工	植樹工 移植工			
道路維持修繕工	路面切削工	路面切削工		
		切削オーバーレイ工		
	舗装版破砕工			
	舗装版切断工			
	道路打換え工			
	路上再生路盤工			
	アスファルト注工			
	舗装版目地補修工			
	道路付属物塗替工			
	張紙防止塗装工			
	道路付属物のコンクリート面塗装工			
	橋梁補修補強工	断面修復工		
		表面保護工		
		ひび割れ注工	エポキシ系樹脂 無収縮モルタル	
		鋼板接着工		
		新素材繊維接着工		
		鋼板巻立て工		
		RC巻立て工		
		外ケーブル工		
		防食対策工		
		上・下面増厚工		
		増桁工		
		橋梁地覆補修工		
		支承取替工		
	グラウンドアンカー工			
	道路除草工	道路除草工		
		防草工	マットタイプ 修景緑化工	

道路清掃工	路面清掃工				
	ガードレール清掃工				
	標識清掃工				
	排水構造物清掃工		側溝清掃、管渠清掃工 集水樹清掃工		
	トンネル清掃工				
	トンネル照明器具清掃工				
	トンネル補修補強工	漏水対策工 裏込め注入工			
	橋梁付属物清掃工				
	沓座拡幅工				
	桁連結工				
	路上表層再生工				
	路面補修工	欠損部補修工 わだち掘れ補修工			
	路肩整正工				
	コンクリート接着工				
	防護柵復旧工				
横断歩道橋補修工					
共同溝工	電線共同溝工				
トンネル工	トンネル工(矢板工法)				
	トンネル工(NATM)	掘削工 ずり処理工 コンクリート吹付工 ロックボルト工 金網工 鋼製支保工 覆土工 インパート工 排水工 補助工法 トンネル濁水処理 坑門工 非常駐車帯工 仮設備工 トンネル裏込め注入工			
	立坑・斜坑				
	アーチカルバート工				
	TBM工				
	橋梁上部工	鋼橋製作工			
		橋梁塗装工(新設)			
		鋼橋架設工	沓据付工 地組工 仮設工 本締め工 落橋防止装置取付工 アンカー工 鋼床版現場溶接工 足場工・防護工		
		プレビーム桁製作及び架設工			
		鋼橋床版工			
		グレーチング床版架設工及び足場工			
		ポストテンション桁製作工	鉄筋工 PCケーブル工 コンクリート工 緊張工		
		プレキャストセグメント主桁組立工	主桁組立工 PCケーブル挿入・グラウト工 PCケーブル緊張工		
PC橋架設工					
ポストテンション場所打ちホロースラブ橋工					
ポストテンション場所打箱桁橋工					
RC場所打ちホロースラブ橋工					
プレキャストコンクリートPC床版設置工					
架設支保工					
橋梁用伸縮継手装置設置工					
橋梁排水管設置工					
歩道橋架設工		横断歩道橋側板工 手摺り工 橋面舗装工			
鋼製橋脚設置工		アンカーフレーム架設工 鋼製橋脚架設工 現場溶接工			
橋面防水工					

公園	公園植栽工	植栽工(中・低木)		
		支柱設置(中木)		
		地被類植付工		
	公園除草工			
	公園工			
ダム	コンクリートダム堤体工 フィルダム堤体工	型枠・足場工		
		埋設工		
		冷却・加熱工		
		濁水処理工		
		グラウチング工		
	基礎処理・ボーリング工			
	ダム仮設工			
	ダム維持管理工			
シールド	シールド立坑工			
	シールド掘進工	泥水加圧式 泥土加圧式		
推進工	刃口推進工			
	泥水推進工			
	土圧推進工			
	小口径推進工			
	注入工	裏込注入工 滑材注入工		
	管繋結工			
	目地モルタル工			
	推進仮設備工			
	泥水処理設備工			
	立坑設備工			
	坑内設備工			
環境対策工	騒音防止対策工			
	水質保全工			
	地盤沈下対策工			
	景観対策工			
	日照			
調査試験	測量	地上測量		
		写真測量		
		衛星測量		
	地質調査	地表調査		
		地下調査		
		室内試験		
	気象調査	観測システム 通信システム		
	水文調査	観測システム 通信システム		
	構造物調査	非破壊試験、調査		
		サンプリング 耐久性等調査		
環境調査	環境保全調査			
	分析・予測システム			
港湾	浚渫工	ポンプ浚渫工	ポンプ浚渫 排砂管設備	
		高濃度浚渫工		
		グラブ浚渫工	グラブ浚渫 土運船運搬	
		硬土盤・岩盤浚渫工	硬土盤・岩盤浚渫 土運船運搬	
		バックホウ浚渫工	バックホウ浚渫 土運船運搬	
		浚渫土工	土砂掘削 土砂盛土	
		水中発破浚渫工		
		土捨工	排砂管設備工 土運船運搬工	排砂管設備 土運船運搬
			揚土土捨工	揚土土捨

埋立工	築堤工		
	余水吐工		
	事前混合処理工		
	埋立工	ポンプ土取	
		グラブ土取	
		ガット土取	
		排砂管設備	
		土運船運搬	
		揚土埋立	
		土砂掘削	
海上地盤改良工	床掘工	ポンプ床掘	
		グラブ床掘	
		硬土盤床掘	
		砕岩床掘	
		排砂管設備	
		土運船運搬	
	床掘土工	土砂掘削	
		土砂盛土	
	置換工	置換材	
		置換材均し	
	圧密・排水工	サンドドレーン	
		敷砂	
		敷砂均し	
		載荷土砂	
	締固工	サンドコンパクションパイル	
		盛上土砂撤去	
		敷砂	
		敷砂均し	
	固化工	深層混合処理杭	
		敷砂	
敷砂均し			
基礎工	基礎盛砂工	盛砂	
		盛砂均し	
	洗掘防止工	先掘防止	
	基礎捨石工	基礎捨石	
		捨石本均し	
		捨石荒均し	
	袋詰コンクリート工	袋詰コンクリート	
	基礎ブロック工	基礎ブロック製作	
		基礎ブロック据付	
	水中コンクリート工	型枠	
		漏洩防止	
	水中不分離性コンクリート工	水中コンクリート	
型枠			
水中不分離性コンクリート			
本体工(ケーソン式・ブロック式)	ケーソン・本体ブロック製作工	ケーソン製作用台船	
		底面	
		マット	
		支保	
		足場	
		鉄筋	
		型枠	
		コンクリート	
		ケーソン進水据付工	バラスト
			止水板
	上蓋		
	進水		
	仮置		
	回航・曳航		
	据付		
	本体ブロック据付工	本体ブロック据付	
	中詰工	砂・石材中詰	
		コンクリート中詰	
プレバッドコンクリート中詰			
蓋コンクリート工	蓋コンクリート		
蓋ブロック工	蓋ブロック製作		
	蓋ブロック据付		
	間詰コンクリート		

本体工(場所打式)	場所打コンクリート工	足場	
		鉄筋	
		型枠	
		伸縮目地工	
	水中コンクリート工	コンクリート	
		補助ヤード施設	
		鉄筋	
		型枠	
	プレパッドコンクリート工	漏洩防止	
		水中コンクリート	
		注入管	
		骨材投入	
水中不分離性コンクリート工	モルタル注入		
	型枠		
本体工(捨石・捨ブロック式)	洗掘防止工	水中不分離性コンクリート	
		先掘防止	
	本体捨石工	本体捨石	
		本体捨石均し	
	捨ブロック工	捨ブロック製作	
		捨ブロック据付	
	場所打コンクリート工	基礎砕石	
		型枠	
伸縮目地			
コンクリート			
本体工(鋼矢板式)	鋼矢板工	先行掘削	
		鋼矢板	
		控鋼矢板	
		控鋼杭	
		腹起	
		タイ材	
本体工(鋼杭式)	鋼杭工	先行掘削	
		鋼杭	
本体工(その他形式)	その他本体工		
	被覆・根固工	被覆石工	被覆石
被覆石均し			
袋詰コンクリート工		袋詰コンクリート	
		被覆ブロック製作	
被覆ブロック工		被覆ブロック据付	
		被覆ブロック据付	
根固ブロック工		根固ブロック製作	
		根固ブロック据付	
水中コンクリート工	型枠		
	漏洩防止		
	水中コンクリート		
水中不分離性コンクリート工			
	上部工	上部コンクリート工	支保
足場			
鉄筋			
型枠			
伸縮目地			
コンクリート			
上部ブロック工		補助ヤード施設	
		上部ブロック製作	
		上部ブロック据付	
		上部ブロック据付	
付属工	係船柱工	係船柱	
		防舷材	
	防舷材工	防舷材	
		車止	
	車止・縁金物工	縁金物	
		防食工	電気防食
			FRPモルタルライニング
			ペトロラタムライニング
コンクリート被覆			
防食塗装	防食塗装		
	付属設備工	係船環	
消波工		洗掘防止工	先掘防止
	消波ブロック工		消波ブロック製作
消波ブロック据付			

裏込・裏理工	裏込工	目地板
		裏込材
	裏理工 裏埋土工	裏込均し
		吸い出し防止材
		裏埋材
陸上地盤改良工	圧密・排水工	土砂掘削
		土砂盛土
		サンドドレーン
		敷砂
		敷砂均し
		載荷土砂
		ペーパードレーン
		ペーパードレーン(液状化対策)
		クラベルマット
	バックドレーン	
	グラベルドレーン	
	固化工	深層混合処理杭
		盛上土砂撤去
		敷砂
	締固工	敷砂均し
事前混合処理		
表面固化工		
土工	掘削工	土砂掘削
	盛土工	土砂盛土
舗装工	路床工	不陸整正
	路盤工	下層路盤
		上層路盤
	コンクリート舗装工	コンクリート舗装
	アスファルト舗装工	目地
		小口止め
		基層
沈埋トンネル工	沈埋函製作工	表層
	沈埋函運搬・沈設工	
	継手工	
	立坑工	
橋梁工	鋼橋製作・架設工	
	床版工	
	継手工	
	PC橋製作・架設工	
維持補修工	維持塗装工	係船柱塗装
		車止塗装
		縁金物塗装
	防食工	電気防食
		FRPモルタルライニング
		ペトロラタムライニング
		コンクリート被覆
	鋼材補修工	防食塗装
		鋼板溶接
	コンクリート補修工	コンクリート被覆
ひびわれ補修		
断面修復		
雑工	現場鋼材溶接工	ライニング
		現場鋼材溶接
		被覆溶接(水中)
	現場鋼材切断工	スタッド溶接(水中)
		現場鋼材切断
	その他雑工	清掃
		削孔
設備工	機械設備	
構造物撤去工	取り壊し工	用水設備
		コンクリート取り壊し
	撤去工	水中コンクリート撤去
		鋼矢板等切断撤去
		腹起・タイ材撤去
		舗装版撤去
		石材撤去
		ケーソン撤去
		ブロック撤去
		鋼矢板等引抜き撤去

	仮設工	仮設鋼矢板工	先行掘削 仮設鋼矢板・H形鋼杭
		仮設鋼管杭・鋼管矢板工	先行掘削 仮設鋼管杭・鋼管矢板
		仮設道路工	仮設道路
		仮囲い工	
		仮橋工	
		仮棧橋工	
	環境対策工	水質汚濁防止工	
		濁水処理工	
		振動・騒音対策工	
		大気汚染対策工	
		地盤沈下・地下対策工	
		構造物損傷対策工	
	測量調査	測量	
		土質調査	
		構造物調査	
		環境調査	
		磁気探査	
安全対策工	標識工		
	安全対策工		
i-Construction	情報共有システム		
	測量		
	設計		
	施工		
	検査		
	その他		

年 月 日

「新技術活用促進制度」審査結果通知書

〇〇建設(株) 殿

福岡北九州高速道路公社 理事長

〇〇年〇月〇日付で申請を受け付けた「(新技術の名称を記入)」について、審査を行った結果、下記のとおり、(データベースへの登録、試験施工の実施)が決まりましたのでお知らせします。

記

- 1 新技術の名称：
ふ り が な
- 2 登録No. :
- 3 決定年月日 :
- 4 問い合わせ先：
担当部署
郵便番号
住所
電話番号
FAX 番号
メールアドレス

年 月 日

「新技術活用促進制度」 審査結果通知書

〇〇建設(株) 殿

福岡北九州高速道路公社 理事長

〇〇年〇月〇日付で申請を受け付けた「(新技術の名称を記入)」について、下記のとおり、審査結果をお知らせします。

記

- 1 新技術の名称：
ふ り が な
- 2 審査結果 : 登録不可
- 3 決定年月日 :
- 4 決定理由 :
- 5 意見及び助言 :
- 6 問い合わせ先 :
担当部署
郵便番号
住所
電話番号
FAX 番号
メールアドレス

年 月 日

「新技術活用促進制度」
登録情報変更・取り下げ 申請書

福岡北九州高速道路公社 理事長 殿

ふ り が な
会 社 名

法人印

ふ り が な
代表者氏名

公 印

所 在 地

電 話

「新技術活用促進制度」登録情報の変更・取り下げについて、下記のとおり申請します。

記

1 新技術の名称 :
登録No. :

2 変更内容又は取り下げ理由 : 施工実績の追加等 ※取り下げの場合は理由を記入

3 担当窓口 : 氏 名
会社名
所 属
所在地
電 話
F A X
e-mail

4 添付資料 : 様式2 概要説明書
別 紙 施工実績一覧表等

年 月 日

「新技術活用促進制度」掲載中止通知書

〇〇建設(株) 殿

福岡北九州高速道路公社 理事長

〇〇年〇月〇日付で登録決定した「(新技術の名称を記入)」について、新技術活用促進制度実施要領第17条に基づき、掲載を中止します。

記

- 1 新技術の名称：
ふ り が な
- 2 登録No. :
- 3 決定年月日 :
- 4 決定理由 :
- 5 問い合わせ先：
担当部署
郵便番号
住所
電話番号
FAX 番号
メールアドレス

年 月 日

「新技術活用促進制度」登録取消通知書

〇〇建設(株) 殿

福岡北九州高速道路公社 理事長

〇〇年〇月〇日付で登録決定した「(新技術の名称を記入)」について、新技術活用促進制度実施要領第18条に基づき、登録を取り消します。

記

- 1 新技術の名称：
ふ り が な
- 2 登録No. :
- 3 決定年月日 :
- 4 決定理由 :
- 5 問い合わせ先：
担当部署
郵便番号
住所
電話番号
FAX 番号
メールアドレス